

事 務 連 絡  
平成23年5月6日

各都道府県私立専修学校主管課 御中

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室

東日本大震災による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産の取壊し又は廃棄について（通知）

今回の東日本大震災で被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げます。  
国庫補助により取得した財産を処分する場合には、平成20年6月27日付け文科高第262号「文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について」に基づき、適切な事務処理をお願いしているところですが、東日本大震災を含め、災害による損壊もしくは火災等により使用できなくなった又は構造上危険な状態にある補助対象財産を取壊し又は破棄する場合は、別紙様式による文部科学大臣への報告により、文部科学大臣の承認があったものとして取扱いますので、遺漏のないようお取り計らい願います。  
つきましては、本内容について管下学校法人等に周知いただきますとともに、対象となる事業があった場合には、必要な手続きをお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第二係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL. 03-5253-4111(内線2938) FAX. 03-3581-2529  
E-mail syosensy@mext.go.jp